



PM2.5の注意喚起情報が発令されたときは

微小粒子状物質「PM2.5」の濃度は、3～5月にかけて上昇する傾向があります。

この物質は、さまざまな成分からなる直径2.5μm以下の小さな粒子のことです。髪の毛と比較して30分の1と非常に小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系疾患のリスクが上がることや循環器系への影響が懸念されます。

市内ではこれまで、1日の平均濃度が国の指針値を超えたことはありません。超えることが予想される場合は、県が発令する注意喚起・注意報に基づき、エフエムワンやホームページなどで高濃度情報の周知を図るほか、公共施設では利用者に注意を呼び掛けます。

■注意喚起が発令されたら

。窓の開閉を必要最小限にし、外気を室内に入れないようにする

- 。外出はなるべく避ける
- 。屋外での激しい運動はできるだけ控える
- 。呼吸器系の疾患のある人や小さいお子さん、高齢者は健康への影響に個人差があるので、特に気を付ける

■症状が出たら

万が一、目やのどに異常があった場合は、目を洗ったりうがいをしたりして安静にしてください。症状が速やかに改善しないとき、手足のしびれ、呼吸困難、失神などの症状が出た場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。

また、被害を受けた場合は下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【問い合わせ】

- ▷本館生活環境課(☎41-3545)
- ▷県南広域振興局花巻保健福祉環境センター環境衛生課(☎41-5405)



徹底しよう！ 農作業機械の転落・転倒対策 (令和5年度 岩手県農作業安全スローガン)

■市内で農作業中の死亡事故が発生しています

4月15日～6月15日は「春の農作業安全月間」です。

市内では、平成29年から毎年農作業中の死亡事故が発生しており、農作業機械関連の事故や作業中の事故などで8人の尊い命が失われています。

事故防止のため、ゆとりと声掛けで安全作業を心掛けましょう。

■農業機械での作業は安全対策の徹底を

農作業中の死亡事故を要因別に分けた場合、「農業機械作業に係る事故」が約70%と高い状態であることが調査結果(※)で明らかになっています。そのうち「機械の転倒・転落」が約50%を占めており、一番割合が高いのが乗用型トラクターによるものです。

安全フレームやキャビンがないトラクターで転落、転倒事故を起こした場合、死亡につながる

ケースが多くなっています。さらに安全フレームやキャビンがあるトラクターでもシートベルトを着用しなければ、体が固定されず転倒した際に体を守ることができません。

自分の命を守るため、シートベルトとヘルメットの着用、安全フレーム付きのトラクターの利用による安全対策を行いましょう。

また、ほ場周辺の危険箇所の確認や近隣住民との声掛けにより徹底した事故防止に努めましょう。

※「農林水産省『令和5年春の農作業安全確認運動の展開について』より



【問い合わせ】農政課(☎23-1400)



ごみの適正排出に ご協力を

【問い合わせ】
本館生活環境課
(☎41-3544)

ごみの分別にご協力ください

ごみを分別する際は、市が発行している家庭ごみ収集分別表をご覧ください。正しく分別してからごみ集積所に排出しましょう。お住まいの地域により、利用できるごみ集積所や排出のルールが決められています。トラブルの原因となりますので、地域外の集積所は利用しないでください。

◎フラごみは適切に分別

次の点に注意してフラごみを排出してください。



。「プラ」のリサイクルマークが表示されているものが「その他プラスチック」に該当します。汚れが付着している「その他プラスチック」は簡単な洗浄と水切りをしてから出してください。簡単な洗浄で汚れが落ちないものは資源として利用できません。燃やせるごみとして出してください。

粗大ごみはごみ集積所に出すことができません

をしてから出してください。中身が残っているものや、ラベル・キャップが付いているものは収集できません。家庭で不要となった植物性油(廃食用油)は、ペットボトルなどのスクリーン式のふたの容器に入れ、しっかりとふたを閉めてほかのごみとは別に出してください。

一辺の長さが60センチを超えるものは粗大ごみとなり、ごみ集積所に出すことができません。この場合は、直接処理場に持ち込むか市の一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者に処分を依頼してください。なお、直接処理場に持ち込む場合、素材により持ち込み先が異なりますので注意してください。搬入先および処理業者については、各家庭に配布している家庭ごみ収集分別表に記載しています。

◎粗大ごみの持ち込み先

▼可燃性粗大ごみ：岩手中部クリーンセンター(北上市和賀町後藤3-60)

※手数料は10kgごとに130円

▼不燃性粗大ごみ：花巻市清掃センター(矢沢7-229-7)

※手数料は10kgごとに260円

無許可の廃棄物回収業者に注意

家電製品や家具類など、家庭から出る廃棄物を有料で収集する場合、市の許可が必要です。無許可の回収業者とは、市の許可なく違法に回収している業者のことで、このような無許可の業者に引き渡すことによりトラブルになる事例も確認されています。

◎トラブル事例

。軽トラックで市内を巡回している業者に「ごみ処理を依頼したら、高額な作業料や処分料を請求された。また、回収されたごみが不法投棄されていた。ポストに入っていた無料回収のチラシを見て、ごみ処理を依頼したら、軽トラックに積み込んだ後で作業料などを徴収された。一度無料回収を依頼した後、何度か不用品がないか訪問されて困った。

ごみ分別辞典ウェブサイトをご活用ください

市では、ごみの分別方法や出し方が簡単に検索できるウェブサイト「ごみ分別辞典」(<https://www.gomisaku.jp/0143/>)を開設しています。パソコンやスマートフォンを使い簡単に検索できるのでご利用ください。



ゴールデンウィーク中のごみ収集燃やせるごみは平常通り収集を行います。燃やせないごみ・資源ごみは通常のスケジュールと異なる場合があります。詳細は各家庭に配布している家庭ごみ収集カレンダーをご覧ください。

ペットのふんは持ち帰りましょう

散歩中のペットのふんは必ず持ち帰り適正に処理しましょう。ふんは紙などに包み、小袋に入れてからほかの燃やせるごみと一緒に出してください。